

平成29年度第1回練馬区いじめ等対応支援チーム

開会年月日 平成29年10月12日(木)

場 所 教育委員会室

出席者	教育委員会	委員長	河口 浩
	学識経験者	副委員長	嶋崎 政男
	心理教育相談員	委員	長尾 牧子
	幼稚園長会	委員	関 美津子
	校長会	委員	井上 靖
	同	委員	熊野 真司
	学校生活指導担当教職員	委員	霜田 知子
	同	委員	齋藤 元
	保護者代表	委員	新井 猛彦
	同	委員	小宮山 美和
	教育委員会	委員	大羽 康弘
	同	委員	堀 和夫
	同	委員	桜井 和之
	同	委員	齋藤 健一
	同	委員	清水 優子
	同	委員	芝田 智昭
	同	事務局	河又 秀敏
	同	事務局	酒川 敬史
	同	事務局	海馬澤 一人
	同	事務局	板澤 絢子

【河口委員長】

今日は平成29年度の最初の委員会ということで、お手元に委嘱状もお渡しさせていただいた。新しい委員もおいでになるので、改めて申し上げるが、この委員会は私が主催を、司会進行も含めてやらせていただいております、極めて重要な委員会だと思っている。いじめの問題というのは、どれだけやっても尽きることはないので、常に新鮮な気持ちでこの問題に向き合い、とにかく一歩でも二歩でも前へ進む対策を考える会にしたいと思っている。今日もさまざまこの間の取組についての確認をしていただくのと同時に、最近のいじめの学校における状況についてご報告をさせていただくので、それぞれのお立場で感じたこと、また疑問に思うようなことを、忌憚なくお出しいただきたい。子供たちのためにもよい会となることを心から祈念している。よろしく願い申し上げます。

以上である。

【芝田教育指導課長】

それでは、本日が今年度初めての会であるので、委員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと思います。なお、本チームは設置要綱において教育長を委員長、学識経験者である嶋崎委員を副委員長としているので、ご了承をお願いします。

それでは、配付資料の中に委員名簿があるが、委員名簿の順に従って、嶋崎副委員長から自己紹介をお願いします。

(委員の自己紹介)

次に、本チームの趣旨説明を事務局より行う。

【事務局】

まずは、いじめ防止対策推進法と本チームの位置付けのお話をさせていただく。資料1をごらんいただきたい。資料1はいじめ防止対策推進法の概要となっている。本チームはいじめ防止対策推進法の二の二に示される、関係機関等の連携を図るために設置されるいじめ問題対策連絡協議会に該当するものである。

資料2をごらんいただきたい。練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱である。本区においては学校、保護者、学識経験者、心理職、教育委員会の関係部局で構成している。なお、

いじめに関する重大案件等が発生した場合は、事実関係の調査を目的として、支援チームのもとに専門家によるいじめ等対応支援特別チームを設置することとなっている。

続いて、本チームの昨年度の成果をお伝えする。昨年度の本チームの開催により、いじめ実践事例発表会のもち方に関する意見具申、学校いじめ対策推進教員の指名に対する意見具申、いじめ防止対応研修もち方に関する意見具申等を行ってきた。昨年度は新たに保護者・地域と連携したいじめ防止の取組の推進について協議し、この協議内容をいじめ等対応支援チームからの提言にまとめた。この提言に関しては、この後また触れさせていただく。

また、昨年度末3月8日に行われた前回の本会議、その会議からこれまでの主な動きについてご説明申し上げる。平成29年6月、文部科学省の平成28年度問題行動・不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査、いわゆる問題行動調査と言われているものである。また、同じく平成29年6月、東京都のふれあい月間、いじめ防止月間についての取組。同じく6月、練馬区平成29年4月から6月までのいじめ実態調査の実施。平成29年7月、東京都いじめ認知件数及び対応状況把握のための調査。平成29年9月、練馬区6月までのいじめ実態調査に関する追跡調査などを行った。

以上である。

【芝田教育指導課長】

今、事務局より本会の趣旨および、本会が法律に基づいた設置であること、それから昨年度の成果といったところをご説明したが、何か質問等はあるか。

では、また後ほどの話合いの中で触れることもあろうかと思うので、次に進めさせていただく。

これより議事に入るが、ここからは河口委員長が進行を務める。願います。

【河口委員長】

それでは、議事を進めさせていただく。

冒頭、事務局からこの会の趣旨やこの間の経過を若干説明させていただいたが、今日の議事の中で改めて資料として触れるので、お読み取り、お聞き取りをいただければと思っている。

それでは議事を進める。次第の5、議事(1)練馬区教育委員会いじめ問題対策方針の確認である。今回は平成29年度初めての委員会であり、また、初めての委員もいらっしゃる

と思う。練馬区がいじめの問題に対してどういう対応、向き合い方をしているかということの基本となる案件なので、まずご認識を共通のものとしていただければと思い、最初にこの確認を置かせていただいた。それでは、事務局から説明をさせるので、お聞き取りいただければと思う。ではお願いします。

【事務局】

事務局である。資料が多少前後してしまうが、資料6をごらんいただきたい。先ほどこれまでの取組として触れたが、いじめ等対応支援チームからの提言である。昨年度この会議で策定したものである。この提言は、いじめの対応に関して学校外でのいじめの認知が難しい、また地域と連携した取組がなかなか十分に進まない、地域と連携した取組についてのよいアイデアがなかなか生まれてこないなどの課題を改善するために、昨年度本チームで検討し、今年度より各学校に周知しているものである。周知の仕方としては、本プリントを配布して各学校に呼びかけるといった形である。配布先としては、校長会、副校長会、生活指導担当者研修会、学校いじめ対策推進教員の研修会、初任者研修などである。

議事にあるいじめ問題対策方針の確認については、資料3をご覧いただきたい。先ほどの提言を出すに当たり、資料3の練馬区いじめ問題対策方針の改定、改正も行った。下線部分が改正した部分となる。多くはこの提言にかかわる部分であるが、その他の件に関しても幾つか改正されている。

資料4をご覧いただきたい。資料4は新旧対照表となっている。後ほどご確認いただきたい。

資料5は資料3の練馬区いじめ問題対策方針の概要版となっている。こちらのほうにも先ほどの提言が盛り込まれた形となっている。

以上である。

【河口委員長】

今申し上げたように、基本的には前年度までのこの会議の取組の確認とお読み取りいただければと思うが、とりわけ資料3にある平成29年度練馬区教育委員会いじめ問題対策方針は毎年改定をしていて、今年度は、主に提言を受けて変えたということである。その新旧の対照表が資料4ということである。資料5は全体の概要版ということで、全体を見渡すときにこれを見ていただければ、どういうことを練馬区ではいじめ問題に対して対策とし

て打ち出しているかというのが一目で分かるものである。

何かご質問、ご意見はあるか。もしないようであれば、次の議案を協議する中で気付いた点をお出しいただくという進め方でよろしいか。

では、そのようにさせていただく。次の(2)の協議に移る。平成28年度の問題行動等調査(いじめ部分)であるが、実はこの問題行動等調査というのは、暴力行為、あるいは不登校のものも入っているのであるが、この会議はいじめ対策の会議であるので、いじめの部分を抜き出したものが資料7として提出されている。これで練馬区はいじめの状況が分かると思うので、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、資料7に基づき説明させていただく。平成28年度練馬区におけるいじめの状況である。本調査は今年度の5月から6月にかけて、昨年度のいじめの実態についての調査を行ったものである。順に説明をする。

まず、(1)いじめの認知件数及び(2)いじめ認知件数の学年別内訳に関し、小学校ではいじめの認知件数が412件、中学校では333件。小・中ともに小学校が245、中学校が75件というふうに増加している。学年別に見ると、小学校では低学年と中学年の件数が昨年度に比べ大きく増加していることがわかる。中学校も各学年とも増加傾向にあった。なお、中学校の傾向として、学年が上がるにつれて認知件数が減少傾向にあるのは例年どおりである。

続いて、(3)現在の状況である。いじめの現在の状況の解消率に関しては、小学校で90.3%、中学校が84.1%である。「解消に向けて取組み中」と回答があったものが、小学校が35件、中学校が51件である。なお、今年度、斜線が入っている「一定の解消が図られたが継続支援中」という部分であるが、これは文科省の調査そのものに質問項目がなくなったため、斜線となっている。

(4)である。「いじめの発見のきっかけ」である。大項目としては「学校の教職員等が発見」及び「学校の教職員以外からの情報により発見」という形になっている。まず学校の教職員等が発見したことに関しては、小学校・中学校ともにアンケートによる認知が多くなっている。担任による発見は大きく変化はしていない。小学校・中学校とも養護教諭及びスクールカウンセラーの発見が少ないというのは見て取れるかと思う。学校の職員以外からの情報による発見については、小学校及び中学校ともに本人、それから本人を除く児童や生

徒からの訴えが増えている。

続いて、(5)いじめの態様である。一番上の項目にある「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」や、項目の3つ目「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」などの軽微ないじめと判断されるものが増えている。このあたりは、いじめの認知の仕方が昨年度あたりから変わったところも大きな原因になっているかと思われる。

(6)いじめられた児童生徒の相談の状況である。小学校・中学校ともに担任に相談するケースが増えたことがわかる。また、誰にも相談していないという件数が、認知件数が増えたにもかかわらず、小学校では大きく変わらず、中学校では大きく減ったというのは見て取れるところである。

以上である。

【河口委員長】

平成28年度はかなり今までと違った傾向が出てきたかなと思っている。この数字を見て、自由にご質問いただければと思っている。先ほどの対応方針、あるいはそれ以外に触れていただいても結構なので、自由にご審議いただければと思うが、いかがであろうか。

できたら、ここのいじめの調査の結果を受けて、これからどういうふうな対策をとっていくべきなのか、新しい対応策があるのかなのか、今までの対応策をまた継続していくのがよいのか、そういうことも含めてこの場で議論していけたらと思っているので、ぜひご意見を出していただければと思う。

【井上委員】

基本的なことを確認したいのであるが、(1)のいじめの認知件数の推移のところ、28年度は小学校・中学校、特に小学校は26年度、27年度で比べても倍以上の件数になっている。おそらくこれはいじめというものの捉え方が、それぞれ学校のほうでこういう軽微なものもいじめとして捉えるというような形で認識が変わっているのではないかと思われるのであるが、そのあたり具体的な事例があればお知らせいただきたいと思う。

【事務局】

事務局である。いじめの定義があって、平成18年度までのいじめの認知に関しては、い

じめを受けた側が精神的な苦痛を感じているものという形で示されていたのであるが、平成25年より心身の苦痛を訴える、つまり精神的な苦痛だけでなく、心身の苦痛、例えばたたかれたなどもいじめとして認知するということが文科省等から通知があったところである。一方的に、継続的に、深刻なといった文言は削除されて、いじめられた児童生徒の立場に立って、一定の人間のあるもの、あるいは攻撃等についての注釈も追加されている。昨年度の文科省による研修などでも、こういった軽微ないじめに関してもしっかりと認知するようにという話があった。

以上である。

【河口委員長】

特に27年度から28年度にこれだけ大きな変化が表れているというのは、やはり28年度に何かあったのであろう。

【事務局】

はい。

【河口委員長】

そこも言ってもらわないと分からない。定義は25年度に変わったのかもしれないが、特に学校のほうで認知に対する考え方がおそらく変わったのだと思う、これについてはどうか。

【事務局】

この25年度の定義が変わったことに関して、国からのアナウンスがあった。それから我々区教委としても各学校にいじめの認知の仕方が変わってきたということを研修等で周知している。

【河口委員長】

それはいつごろ行ったのか。

【事務局】

昨年度、ここ2、3年はずっと行っていて、例えば生活指導担当者研修会あるいは初任者研修会等でも必ずアナウンスをするようにしている。

【齋藤教育振興部副参事】

副参事である。補足させていただく。こういうふうになってアナウンスしていたにもかかわらず、学校や都道府県レベルでも認知の仕方が実はあまり変わらなかったのである。そこで、今年の3月に改めて文科省が、社会通念上のいじめではなくても、本人が嫌な思いをしているものはいじめと認知する必要があるとした。例えば具体的な例では、自分から発言できない生徒に対して、同級生の女の子が「　　ちゃんはもっと自分で積極的にやったほうがいいよ、言ったほうがいいよ」とアドバイスをした。ところが、それをすごく負担に思った場合にこれもいじめと捉えるということである。これを受け、今までいじめと認識されなかったものも、本人が嫌な思いをしたらいじめと認知するよう徹底してほしいということ、教育委員会を通じて学校に徹底させたわけである。そうしたことから、どこの区市町村も数が増えたというのが28年度の状況である。

以上である。

【河口委員長】

今お話があったように、大きく学校の認識が変わったがゆえに、これだけ多くの認知件数が28年度にカウントされたということだと思われる。これは認知件数が増えて、いじめの件数が増えたからだめということではなくて、これだけ学校のほうできめ細かく子供たちの行動や様子を見てくれているということであり、私としては非常によいことではないかと考えている。きめ細かく見ていく、そして、できるだけ早く対応を図ることが、何よりもいじめの対策では必要なことである。ほんのささいなことであっても、やはりきちんと対応していくという姿勢が、この数字の上昇につながっていると思われる。学校現場ではどうだろうか。やはり変化というのはあるか。

【井上委員】

実際、子供のほうにもアンケートをとっていて、ささいなことでも教えるよう伝えている。嫌なことがあったかなかったかに丸印をつけて、括弧の中に具体的にやられて嫌だったこ

とを書かせる方法にしている。そしてそれを読んで担任や管理職がいじめか否かを判断する。疑わしいのはいじめにしようというような認識は昨年度からはもっている。学校現場の中では、認知件数の増加の理由を一応分かっているつもりでいるが、おそらく単純にこの変化だけを見たら疑問がわくかもしれない。

【河口委員長】

中学校では、熊野委員、いかがか。

【熊野委員】

中学校でも同じようにやはり認知の仕方ということは数年前から言われているところで変化している。特に今年度は生活指導主任からも全校朝会等で子供たちに話をしているし、ほんとうに細かいことまで、先生方がいじめとして捉えているというアナウンスを子供たちにしながらアンケートをとっている。

【河口委員長】

認知件数は28年度に大幅に増えているということの理由が今大分分かっていただけかと思う。それ以外でもいろいろとこの調査では見るべきところがあると思うが、それぞれいかがか。何か感じたこと、印象でも結構である。

【堀子ども家庭部長】

資料7の2ページ下段の(4)いじめ発見のきっかけのところの「学校の教職員等が発見」のところの内訳の一番下段、「アンケート調査など学校の取組により発見」が、小学校は27年度が68件で、28年度は222件というのは、ただいま井上先生がおっしゃったような理由なのかなと思う。ここが一番伸び率的にも数的にも多いと思う。児童虐待などはレーダーの感度を上げた結果、通報件数は爆発的に増えた。我々としても疑わしきは通報という形をとっているのが、増えてはいるが、逆に重篤な虐待件数がそんなに増えていない。いじめもそういう状態かとこのことから思う。

そこで一つ質問であるが、資料7の1ページの、中学生の1年生にいじめが多くて、学年が上がると減っていくというのはなぜか。お伺いしたいと思う。

【河口委員長】

教育委員会としては何かつかんでいることはあるのか。

【事務局】

事務局である。中学校に進学すると、複数の小学校から1つの中学校に集まるという形で、人間関係が大きく変わるということが一つ挙げられると思う。学年が上がるごとに減るといのは、人間関係が学齢とともにしっかりと構築されていくことが理由ではないかと捉えている。

以上である。

【河口委員長】

齋藤先生、何かご意見はあるか。

【齋藤委員】

これはどこの中学校でも昔から同じ傾向にあると思う。やはり今、おっしゃられたことも一つあるし、人間関係がまだ稚拙な状態が、学年が上がるにつれてうまく構築できてくるといこともあるし、例えば3番目の軽くぶつかられたり、遊んだりといったものも、休み時間などもそういったコミュニケーションの仕方をしていたのが、だんだんと大人になるに従って少なくなっていくというところもあるのではないかなと思う。この2つのところにも我々がやはりこういう傾向があるということに配慮して、前後関係を捉えていたり、あるいは休み時間の過ごし方を注意深く見ていたりという指導の先回りをしていく必要があるところである。

【河口委員長】

他はいかがか。

【嶋崎委員】

1点よろしいか。3ページ目のいじめられた児童生徒の相談の状況であるが、とても立派な成果だと思う。というのは、誰にも相談しないというのがこんなに少ないというのはよそでは見たことがないくらいである。いわゆる今いじめの問題で、自分から「いじめられてい

ると言ってもいいんだよ、嫌だと言ってもいいんだよ」という教育がとても私は大事だと思っているが、それが練馬区の場合、しっかりできているなということが一つ見えた。それからもう1点、その前のページのところの一番上、現在の状況の「解消」の部分である。この解消のところ、中学校は、84%あるので大変もう立派なのであるが、例の解消の条件、2要件がやはりきちっと徹底されたからであろうか、これは質問にさせていただく。

【河口委員長】

その辺はどうであろうか。

【事務局】

解消に向けての取組については、各学校ともしっかりと認識しているところだと思われる。ただ、調査をする時期の問題もあって、それに関して取組中というのが多く出てきてしまう時期もあると考えられる。例えば、今年度は6月に4月から6月までの実態調査を行っているが、やはり2カ月ぐらいだと解消率が低かったりするというのはある。だから、それよりももう少し長いスパンで見ると、その解消率が上がってくるという傾向にはあると捉えている。

以上である。

【河口委員長】

新井さん、初めて参加してみて。こういう実態を見て、いかがか。

【新井委員】

小さなものも認知件数に入るということで、数字自体が増えた理由は理解した。多分学校のほうでは、度合いによって対応の仕方は変わってくるのかなと想像するが、やはりいじめという言葉が保護者が耳にすると相当動揺する。それによって、本来であれば学校と保護者が一枚岩になって問題に対応するべきところが、保護者が言葉に動揺してしまって、なかなか協力体制ができないというような事例も少し耳にすることがあるので、この数字だけがひとり歩きして目に触れる怖さも想像する。

【事務局】

委員長よろしいか。

【河口委員長】

どうぞ。

【事務局】

事務局である。一応この解消という言葉の扱いなのであるが、問題行動等の調査では、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない状態で、なおかつそれが3カ月程度継続している
と定義されているので、学校はそれに基づいて解消・解消していないと判断している。

【河口委員長】

さきほどの嶋崎先生のお話は、しっかりそれを踏まえて解消という言葉を使わない
ようにということだと思う。

【齋藤教育振興部副参事】

もう1つ要件がる。その3カ月がたったときに、本人・保護者にその後どうなったかとい
う確認を必ずするようになっている。そうすると、学年の終わりごろに起こったいじめにつ
いては、まだ解消したことを確認できていないという可能性もある。

【河口委員長】

今、新井さんがおっしゃったように、この数字だけを見ると、何かすごくいじめが増えて
いるぞ、大丈夫かという反応が保護者の皆さん方の間で起きかねないと思うので、この数字
の出し方については、きちんと説明をしながら出していくということが必要だと思う。そう
することによって、逆に保護者の皆さん方と学校との協力関係というものもできるのかな
と思う。

【齋藤教育振興部副参事】

今のお話は全くそのとおりで、文部科学省はアンテナを高く張ったことによって認知件
数が増えていることは歓迎すべきことだと述べている。それを保護者が動揺しないように、

学校が丁寧に見ているんだということをまず保護者・地域に説明し、常に学校が保護者・地域へ発信するようになっていく必要がある。それについては生活指導部会とか、あるいは学校だよりなどで、どのように取り組んでいるのかということをお聞きしたいところである。

【河口委員長】

それぞれの学校の判断でやっているであろう。ただ、このように公になってしまうと、これはまた教育委員会としても区全体の問題として、例えば教育だよりはこの数字の意味というものをある程度きちんと報告するなどする必要があるかもしれない。

【齋藤教育振興部副参事】

文部科学省が言う、社会通念上のいじめとは違っていてもいじめなんだということが、世の中の受け止めと違うので、保護者の方たち、地域の方たちはびっくりされてしまうと思う。そこをどうやって丁寧に説明していくかということが難しいところだと思う。

【河口委員長】

それは教育委員会がきちんと出していくということであろう。それは検討しよう。
関先生、どうぞ。

【関委員】

幼稚園で、初めて小学校に子供を送り出す保護者の方からは、「先生、学校に行くといじめもあるよね」、「今通っている幼稚園じゃない幼稚園や保育園から子供たちが集まる中でいじめられないだろうか」などという心配の声を必ず聞くので、いじめという言葉と数字をひとり歩きさせないというのが大切だし、私たち就学前の施設には、学校も丁寧に見てくださっているということを積極的に発信していくという役割もあるのだと思う。

【河口委員長】

何か小学校ではいじめが渦巻いているというように捉えられるのは、ちょっと事実と異なる。

熊野先生、どうぞ。

【熊野委員】

保護者に対しては、昔のいじめという概念、捉え方は、複数の加害者が1人の被害者に対して長い時間かかわって精神的な、肉体的な苦痛を与えているというものであったが、今はそうではなくて、1対1であろうが、相手が嫌な思いをした、つらい思いをした、痛かったということを訴えればいじめと捉えており、その結果認知件数が増えているという説明を時々させてもらっている。保護者からは「自分たちが子供の時とは違うんですね」という意見を伺うことがままある。

【河口委員長】

いじめの状況の伝え方というのはやはりしっかり考えたほうがよいかもしれない。いじめという言葉が発するイメージというのはやはりそれぞれ捉え方が違う。こうした調査や結果の意味は、むしろ子供たち一人一人を丁寧に見ているということで、子供たちが嫌な思いをしないように取り組んでいるということなのだと思う。その辺のところをきちんと保護者の皆さん方に伝わるように、我々も考えていかななくてはならないと思う。そういう意味では、小宮山さん、保護者のお立場でご意見、いかがであろうか。

【小宮山委員】

「軽微なことである冷やかしか、からかいというものも相談してもいいんだよ」ということを子供たちに言っていくことで、大きな問題を防いでいることはよいことだと思う。何か軽くぶつかられて、このくらいだったら大丈夫だろうと思っているのが、どんどんエスカレートしていくことがあり、子供たちにとってその線引きは難しいと思う。「こういったことはやってはいけない、やると相手が傷つくんだよ」ということを分かってもらうためには、やはりこういうアンケートで、「小さなことでも言ってくださいね」と伝えることはとてもよいことだと思う。子供たちの周りには今いろいろな情報があって、肉体的なことなどつい口にしてしまうことがあるが、言ってよいことと悪いことの区別をつけるためにも、こういうアンケートを通して、それも相手によってはとても傷つくことなのだとすることを教えていくことは非常に重要なことだと思う。

【河口委員長】

霜田先生、いかがであるか。

【霜田委員】

今1年生を担当しているので、やはりほんとうにささいなことでも、子供たちは話しかけてくる。そのときに一回一回聞いてあげて、すぐに相手の子にも指導しないと1年生はあっという間に忘れてしまう。何がいけなかったかという指導を一個一個機を逃さずすることが大切である。また、いじめのアンケートからは、こちらが見切れていないもののがかなり出てくる。通学路でランドセルをたたかれたとか、ちょっと引っ張られたというような細かいものも出てくるので、その時々、子供たちを休み時間などに呼んで、「実はこんなことがあったようだけど、覚えているかな」というふうにして指導している。

【河口委員長】

長尾先生、どうであるか。

【長尾委員】

いじめの問題で相談にいらっしゃる方もいるが、保護者の方やお子さんはやはり低学年のころから、先生に言った、先生がちゃんと親身になって聞いてくれてちゃんと対応してくれたというような経験を積み重ねていくことで、中学校に入っても誰かに相談する態勢ができてきている。そういう意味では、練馬の先生方が軽微なことでもしっかり向き合ってくれるということが、大人になっても誰かに相談をするという状況をつくっていくことにつながると思う。

【河口委員長】

ほかにこの調査はまだ2ページ、3ページあるが、何か気がついたことはあるか。

【熊野委員】

まず順番にいくと、(4)の発見のきっかけのところであるが、地域の住民からの情報というのは、今年中学校で2件ある。今までなかったことであるが、これを提言の成果とはまだ言えないと思うが、今後はこの辺りの数値にも注視していく必要があると思っている。

それから、(5)のところ、これだけ認知件数が増えたにもかかわらず、一番心配していたパソコンや携帯電話等での誹謗中傷がそれほど増加していないということがある。ただ、私が生活指導主任会でいろいろ報告を聞いている中では、まだまだSNSでのトラブル

というのは後を絶たないと捉えている。この数値の裏に隠れているものもあるのかなという気もしている。

それから、「その他」というのが今年初めて、それぞれ3件、6件出てきたのであるが、もし分かれば、この「その他」というものの代表的なものや内容を教えていただきたい。

【事務局】

その他については把握していない。

【河口委員長】

今、熊野先生がおっしゃったSNSのいじめの問題というのは、この会議でも去年、おとし辺りに大きな話題になった。実態調査も行い細かい実態把握もできた。確かに数字だけ見るとそれほど多くはないが、中学校では少しずつだが右肩上がりにはなっている。やはりここは気を付けていかなければならない大きな問題だと思っている。

ほかにいかがであろうか。

【井上委員】

(5)のいじめの態様のところだが、一番上の項目「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が28年度は小学校も中学校も大きく増えている。それから、下から3番目の「いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」も小学校は大きく増えているが、これは1対1で言われたということではなくて、おそらく複数の者から、そして周りからということも想像できる。多分これを聞いていた周りの者が、見ていて冷やかしていたり、または傍観をしていたりという傍観者や観衆、それも非常に影響があると思う。傍観者も観衆も要するにいじめをしているのと同じであるということを加えて指導していかなければならないということが読み取れるのではないかなということを感じた。

【河口委員長】

確かにそのとおりであって、直接の加害でなくても、黙って見ていることが間接的な加害につながっているということについては、かなり問題意識をもって学校現場でも見ていただいていると思う。

来年度から小学校は道徳が教科化されるに当たり、道徳の教科書の採択も教育委員会でいった。その際に私はやはり1つの視点としていじめの問題を、ただいじめが悪いということではなくて、子供たちの心の奥に潜む問題まで掘り下げていけるよう道徳の教科書がどういうふうに教材を扱っているのか、どうしても傍観者になってしまう心の内部とういうものもしっかりと見つめながら子供たちに気付かせるようなプロセスを教科書が持っているかどうか注目した。こういうところにしっかりとした姿勢をもった教科書を選びたいと思って選んだつもりである。いずれにしても、傍観者、あるいは黙って見てしまうという子供に、それじゃだめなんだということを本人に気付かせるためにどういうふうにしたらよいかということはこの会議の中でも議論していただければありがたいと思っている。ただ、これまでいろんな取組やいじめ一掃プロジェクトを実施しているが、その中の標語やポスターを見ていると、傍観はだめなんだ、ただ見ているのはだめだということは随分子供たちも書いている。勇気をもって先生に、あるいは誰かに言うべきなんだということは、子供たちも分かってはいるが、なかなか実際行動に移すとなると難しいという面があるようである。そこのところをもう1つ、もう一歩前へ進めるために何かできることが我々としてあるのかなと考える。

【井上委員】

委員長、よろしいか。

【河口委員長】

どうぞ。

【井上委員】

要するに、黙っている、見て見ぬふりをしているというのは、自分が言うことによってターゲットになる、自分自身がまた同じように言われてしまう、いじめられてしまうのではないかという怖さがあると言えないという子がほとんどだと思う。悪いことと分かっているが、行動することによって自分がターゲットになってしまう恐れがある。それが怖くて黙ってしまうという現状がある。しかし、はやし立てる観衆も、これはまさしくいじめているのと同じであり、具体的な直接の表現でなくても、いじめている人間と同じなんだということはきちんと指導して、いじめをやっている人間を白眼視するような、そういう学級の雰囲気

気をつくるのがとても大事になっていくと感じる。

【河口委員長】

いかがであるか。何でも結構である。

【芝田教育指導課長】

ちょっと別の視点について、2ページの(4)いじめ発見のきっかけである。平成28年度は小学校で412件、中学校で333件のいじめが認知されている。それぞれのいじめがどのように発見されたかというのがこの表でまとめられている。大きくカテゴリーとして二つあって、一つが上の段、「学校の教職員等が発見」、もう一つが、「学校の教職員以外からの情報により発見」である。学校の教職員以外の中に本人も保護者もある。数だけ比べてみると、大体、学校の教職員等が発見と、それ以外からの情報により発見というのが、割合でいうと2対1ぐらいである。28年度の小学校でいうと286件と126件。大体2対1。中学校も214件と119件で2対1になる。

この数字をどう見るかということなのであるが、個人的には学校で発見する割合がもっと高ければよいのかなとは思いますが、逆に、これだけ教職員以外からの発見の割合が高いというのは、子供たちは学校だけじゃなく、さまざまところで声を上げることができているというふうに見るとすると、よい表われなのかなと思う。また、先ほど熊野先生からは地域の住民からの情報というのは2件あるという話があったが、これが今後増えていく可能性もあるので、2対1ではなく、3対2などになっていく可能性もある。それもよい傾向だと考えていたが、この数字の見方について、さまざまな立場の方々から伺いたい。

【河口委員長】

どうであろうか。これについて何かご意見はないか。

【堀こども家庭部長】

今の話だが、学校の教職員等が発見の内訳の、アンケート調査というものがどちらに入るかによっても比率が動くかなと感じる。アンケート調査は子供に対して調査をした結果だということになると、これは本人からの訴えとか、児童生徒(本人を除く)からの情報というカテゴリーに入るという考え方もないことはない。そうすると、今聞いた2対1という

のがかなり拮抗してくるか、逆に学校外からの情報のほうが多くなったりもするかなと考える。統計の取り方として、このアンケート調査というのはこちらのカテゴリーに入れているのが通常なのであろうか。

【河口委員長】

学校が実施をしているということで、おそらくこういうカテゴリーになるのであろう。

【芝田教育指導課長】

そういう調べ方である。

【小宮山委員】

ちょっとよろしいか。この地域の住民からの情報というのは、地域の方から学校へ連絡が来た形なのであろうか。地域住民がいじめ等を発見した際に、うまく学校に連絡できるかどうかというのは、その地域の方たちへの周知をどのようにするかによる。子供たちを知っている方であれば、中学校だったら制服を着ているのであの中学校だなとか分かるのであろうが、小学生だと分かりにくい。そこが今後の課題であると思う。

【河口委員長】

それゆえ、提言の一番に、教職員による学区域パトロール等の機会を通して、地域の人たちや地域の商店等とのコミュニケーションを深めて、できるだけ子供たちの校外の生活についての情報共有が活発に行われるようにすることが提言されているわけである。だから、こうしたことがベースになれば地域から情報が寄せられる可能性が高くなるなと思う。何もしないで待っているだけではだめだ考える。

【小宮山委員】

もう一つは、「スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見」がもう少し増えてくるとよいと思う。スクールカウンセラーの方も学校に週2回ほどしかおらず、何年かしたら替わるということがあるので、なかなか難しいと思うが、また子供の行きやすさの問題もあるかと思うが、もう少しここがうまく機能して、先生でもなく、アンケートでもなく、気軽に話

せて心を許せる場所になり、いじめの発見につながるとよいと思う。

【河口委員長】

スクールカウンセラーも今、全校に配置しているのだから、もう少しこの数値が上がってもよいのかなと思う。

【熊野委員】

委員長、よろしいか。

【河口委員長】

どうぞ。

【熊野委員】

数値だけを見ると、(6)ではスクールカウンセラー等の相談員、「スクールカウンセラー等」であるから心のふれあい相談員なども含めてだと考えられるが、中学校においてはだんだん増えてきている。少しずつであるが、そういう相談体制というものが浸透して、機能し始めている、うまく回り始めているのではないかと思う。いじめを受けた子供の相談件数がこれだけあるのに、発見件数が少ないという、この差をどう見るかということは検討しなければならぬと思っている。

【河口委員長】

ほかはいかがであるか。

【井上委員】

話が戻ってしまうが。

【河口委員長】

どうぞ。

【井上委員】

堀部長のおっしゃったように、数字のマジックというか、「アンケート調査など学校の取組により発見」の小学校における222件について、これが本当に学校の教職員が発見した項に入るのか。そうではなくて下の項に入るのかによって、結果は大きく違うわけである。これを抜かせば、学校の方の発見が64件、学校外が126件であるから、倍以上、学校外からの情報によって発見されているとも考えられるわけで、このアンケートをどちらに入れるかによって、見方が変わってくると感じた。

【河口委員長】

おそらく国のほうでこういう仕分けをしているのである。

【新井委員】

(6)の「いじめられた児童生徒の相談の状況」のところで、学級担任に相談をする件数がすごく増えているというのを見て、担任の先生が中心となって、子供たちとうまくコミュニケーションが図られていて、言いやすい環境をつくっていただけていることが見て取れたので、アンケートについても本心を書きやすいということから考えれば、やはり先生方の努力なんだろうなというふうに思う。

【芝田教育指導課長】

私も堀部長の発言の後に井上先生と同じようなことを思っている。例えば28年度の小学校222件は本人からの訴えであるというところに入れるとすると、学校の教職員等が発見したのは286件ではなくて64件になり、教職員以外からの、本人からの情報も含めて発見したのが348件になるので比率的に1対5になるのである。だが、これはあくまでもいじめの発見のきっかけであり、学校は定期的に年間に何度もアンケートをしているわけなので、発見の糸口としてはアンケートが多くなるというのは統計上当然の話であろうと思う。

発見はそのような実態なのだが、実際にそれをどうやって解消に導いているかというのが、今も話題になっている(6)の相談の状況である。発見して、その後学級担任に相談する、スクールカウンセラーに相談するという複合的な手立てをとって解消に導いているわけなので、確かに堀部長がおっしゃるように、いじめ発見のきっかけをこのまま数だけ受け

取るのではなくて、さまざまな手法で発見をして、その後多様な方法で解消に導くということが必要であることを改めて思った。

以上である。

【河口委員長】

ほかにいかがであるか。ここがちょっと気になるということはないだろうか。

今回、(3)のいじめの現在の状況の中で、「一定の解消が図られたが継続支援中」というのがなくなった。これはその下の「解消に向けて取組み中」に包含されたと見てよいのか。

【事務局】

ここはその項目がなくなったので、下の項目が増えたということは考えられる。

【河口委員長】

この項目がなくなったというのは何でなのか。何かあったのであろうか。

【嶋崎副委員長】

「一定の解消」という言葉に対していろんな批判が出ていたためである。

【河口委員長】

なるほど。一定の解消というのは確かにどのような状態なのかという疑問が感じられる。

本当にささいなものについてもしっかりと見ていくということが、最近のいじめ対応の在り方、在りようなのだということは皆さんで確認したが、一方で、「他校への転学、退学」というのが数字として上がっているように、大変深刻なものもあるのだということを忘れてはいけないと思う。そういう深刻なものに対する解決に向けての道筋・対策というのをしっかりと立てていかなければならないと思う。場合によっては不登校になってしまう子供もいないとは限らないと考えられるので、そういう子供たちに対する手当て、手立てというものもしっかりとっていかなければならない。

それから、さっき井上先生がおっしゃった、言ってしまうと自分に降りかかってきてしまうという気持ちをもっている子供たちをどうしたらよいのであろうか。

アンケートについては無記名であったか。記名であったか。

【芝田教育指導課長】

記名が多い。

【河口委員長】

誰が言ったか分かってしまうから、あえて書かないという子もいないとは限らない。

【霜田委員】

委員長、よろしいか。

【河口委員長】

はい。

【霜田委員】

私の学校では一番下に、周りにつらそうなお友達はいないかといった質問があるが、そこに書かれた子供に聞き取りするときは、やはり名前は控えて、「こんなことが書かれているけど、どうかな」というような感じで聞いている。

【齋藤委員】

中学生になると、例えば自分がいじめられていると書けば聞き取りをされることが分かっており、面倒になるということもあるので、書くことと書いたことに対しての結果をてんびんにかけて上で、書かないという選択をする場合も出てくる可能性がある。先ほどの周りの子たちもそうで、自分が言ったからどう変わるかという結果が見えていないと、何もできない部分があると思う。そういった面から考えると、アンケートでいじめが発見されているということは、書いた結果、事態が好転していると捉えているから書いてみようと思っているのだと思う。自分が言ったことによって事態を好転させてくれる状況があるということの子供が肌で感じないと、一步踏み出せないのではないかなと思うので、そういう環境を我々がつくることは大切だと思う。

【河口委員長】

子供は大人のふるまいをよく見ているということである。ほかにいかがであろうか。

【関委員】

幼稚園で、小学生にご兄弟がいらっしゃる保護者から、「子供が、　　ちゃんがいじめられているのを知っているが、いじめている子のことも好きだから言えないというような相談があったとき、どうしたらよいのか」という相談がある。そのときには保護者の方に、担任の先生はきっとしっかり聞いてくださるから、お母さんから担任の先生に伝えるという方法もあるということ伝えていきたいと思う。

【霜田委員】

担任も30人以上の子の細かい人間関係まで全部見えるわけではないので、子供たちを指導する上で知っておきたい内容については伝えてほしいと保護者会等で伝えている。

【関委員】

子供たちにとっては、「先生に言えなくても、自分のうちのお母さんにそういうことを相談していいんだよ」と知らせることは大切なことである。

【河口委員長】

長尾先生、どうであるか。

【長尾委員】

ちょっと質問が変わってもよろしいか。

【河口委員長】

もちろんである。

【長尾委員】

スクールカウンセラーへの相談というのが思っていたより少ないと感じている。同じ心理士として、何かもう少し対応できたらと考える。それから、教育相談、相談機関への相談も意外と少ないと感じた。学校の調査結果なので、学校に伝えていない場合もあるかと思うが、十分力が果たせていないと感じた。質問であるが、教育相談室で相談を受けていると、

いじめから不登校になって、そのまま適応指導教室などで卒業してしまうというケースも結構多いという実感があるのだが、(3)のいじめの現在の状況の中で、不登校になっている子供というのは解消と捉えられているのか、それとも、どこかに含まれているのか疑問に思っている。

【事務局】

解消には入っていない。

【長尾委員】

「解消に向けて取組み中」の中に入っているということでよいか。

【事務局】

よい。

【河口委員長】

よろしいか。

【長尾委員】

はい。

【河口委員長】

ほかはいかがであろうか。嶋崎先生、総括的に何かご意見はあるか。

【嶋崎副委員長】

総括的ではないが、先ほど話題になっていた発見のきっかけと情報のことであるが、かつて私がいじめ問題の検討をやっているときは3つに分けていた。本人の訴えと、教師による発見、それ以外は全部教師が情報を受け取った、情報の三つである。三つの入り口があるわけだから、今の類別は、これはこれでよいが、さっきのような議論になったときには、今言った発見と情報とそれから訴えの3つに分けてみると大体わかると思う。

学校関係者の方に、私も学校関係者なのだが、大変余計なことを言わせていただくと、い

わゆるクレーム問題の研究の委員長で大阪大学の小野田さんがよく言うのが、先ほどの地域からの情報についてである。学校の先生たちは自分の学区の八百屋さんから大根1本でも買ったことがあるかというようなことをよくその方はおっしゃる。やはり学校の側が地域に出向く機会が非常に少なかった。私も反省している。だから、地域による認知を増やしていく中では、自ら地域に関わっていくことが大事かなと感じた。

以上である。

【河口委員長】

ほかにはよろしいか。

ぜひ今日出てきたさまざまな意見を踏まえ、それぞれのお立場で、現在教育委員会や学校が行っているいじめ問題の対策がこれでよいのかどうかということを考えていただければありがたい。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に事務連絡をさせていただく。毎年行っている練馬区いじめ一掃プロジェクトの今年度の概要等について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、事務連絡と情報提供をさせていただく。資料8をご覧ください。平成29年度練馬区いじめ一掃プロジェクト実施要項となる。

本プロジェクトは各学校の日常的ないじめ防止の取組と、学校ごとの特色ある取組の促進、及び子供たちのいじめをしない・させないといった意識の醸成等を図るために毎年度実施している。いじめ一掃プロジェクトは実施要項の3、実施事業の(1)と、(2)、(3)に示している「練馬区いじめ防止シンボルマーク」の募集、「いじめ一掃取組月間」の実施、(3)のいじめ防止実践事例発表会の開催を3つの柱としている。ちなみに今年はいじめ防止シンボルマークを作成しているが、子供たちのいじめをしない・させないという意識を育てるために標語をつくる年、撲滅宣言をつくる年、ポスターをつくる年があり、この4つに順繰りに取り組ませている状況である。

(2)のいじめ一掃取組月間については、11月1日から11月30日までに実施することとなっているので、現在、各学校は の実施内容に基づき、学校の実態に即した特色ある取組を計画している最中ということになる。

資料9をご覧ください。こちらは今申し上げたいじめ一掃取組月間から実施要項の

(3)にあったいじめ防止実践事例発表会までの日程となっている。今後、学校はいじめ一掃取組月間と、先ほど実施要項の(1)にあったいじめシンボルマークの作成を行い、12月1日に教育委員会に報告を行う、また、校内作品から選出した代表作品を提出するということになる。練馬区教育委員会では、これら学校からの作品の提出や報告に基づいて、12月下旬にいじめ防止シンボルマークの入賞作品の決定及び「いじめ一掃取組月間 学校(園)奨励賞」の決定を行い、これらについて、いじめ防止実践事例発表会において表彰、発表を行う。いじめ防止実践事例発表会は、平成30年1月30日火曜日、会場は生涯学習センターホールを予定している。

今、述べたいじめ防止実践事例発表会の詳細については、平成28年度の実施報告書を資料10として用意しているので、ご確認いただきたい。昨年度は表彰児童・生徒、学校関係者、保護者等、286人の参加があった。内容としては、昨年度はいじめ撲滅宣言の表彰と発表、そして、いじめ一掃取組月間の特色ある取組について奨励賞の授与と発表を行った。奨励賞に輝いた学校の取組については、以下に発表内容について示しているとおりとなる。今後も1月30日の発表会に向け、準備を進めていく。

最後に次回、第2回はいじめ等対応支援チームについてであるが、第2回は今のところ2月の同時刻を予定している。前後する可能性もあるが、改めて日程調整の連絡をさせていただくので、よろしく願います。

事務連絡は以上となる。

【河口委員長】

今の事務連絡について何かご質問、ご意見はあるか。

いじめの一掃プロジェクトも随分回を重ねてきた。毎年、毎年繰り返し行うことによって、先生方にも意識をさらに高めていただいて、いじめが一掃されるようにしていきたいと思っている。皆様方の協力をよろしく願います。

それでは、それでは、以上をもって第1回はいじめ対策対応支援チームを終了する。

了